

企画競争実施の公示

次のとおり、企画提案書の提出を招請します。

令和6年6月17日

支出負担行為担当官

室蘭開発建設部長 佐藤 徹

1 業務概要

(1) 業務名及び業務概要

件名 室蘭開発建設部キックオフシンポジウム企画運営等補助

(本役務は、第9期北海道総合開発計画の中心的メッセージである『共に北海道の未来を創る』を推進するため、室蘭開発建設部管内の様々な分野で活躍されている方々とともに「官民の垣根を越えた共創」を進めていくためのキックオフを目的としたシンポジウムを開催するに当たり、その運営等の補助を目的とする。)

(2) 業務内容

- 1) 計画準備
- 2) 実施計画書作成
- 3) シンポジウム運営支援
- 4) 調達資機材準備
- 5) 報告書作成

(3) 履行期限 令和7年1月31日

2 企画競争参加資格要件

(1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2) 令和04・05・06年度国土交通省競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」において北海道地域の競争参加資格を有する者であること(ただし、地方自治体を除く。)

なお、競争参加資格のない者は、企画提案書提出時までに競争参加資格の決定を受けていること。

(3) 北海道開発局長から指名停止を受けている期間中でないこと。

(4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(5) 技術者等に関する要件

配置予定技術者に対する要件は、次のとおりとする。

①管理技術者に必要とされる同種又は類似業務等の実績

管理技術者は、(6)の「企画提案書を提出するものに対する要件」に示される実績

を有すること

(6) 業務実績に関する要件

企画提案書の提出者に対する業務実績に関する要件は、以下とおりとする。

平成26年度以降に完了した業務において、次の同種又は類似業務いずれかの実績を有すること。なお、受注実績回数は問わない。

同種業務：国の機関、特殊法人等、地方公共団体が発注したシンポジウムの企画運営支援に関する業務

類似業務：シンポジウムの企画運営支援に関する業務

3 手続等

(1) 担当部局

〒051-8524 北海道室蘭市入江町1番地14

北海道開発局室蘭開発建設部契約課調達スタッフ

電話：0143-25-7024（ダイヤルイン）

電子メール：hkd-mr-j-choutatu@gxb.mlit.go.jp

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

ア 交付期間

令和6年6月17日から令和6年6月28日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く 毎日、9時から17時まで）

イ 交付場所

(1)に同じ

ウ 交付方法

交付場所において直接交付するので、あらかじめ(1)の担当まで事前連絡を行うこと。交付場所において交付を受けることが困難な場合は、事前連絡の上、着払いによる交付を申し込むこと。

(3) 企画提案書の提出期限、場所及び方法

令和6年6月28日12時 上記(1)に同じ。 持参、郵送（書留郵便に限る。）、電子メール（着信を確認すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（信書便にあつては送達記録のあるものに限る。）によること。

(4) 企画提案に関するヒアリングの有無、日時及び場所

ヒアリングは実施しない。

4 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口 3(1)に同じ。

(3) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者側の負担とする。

(4) 提出された企画提案書は、当該提案者に無断で2次的な使用は行わない。

(5) 企画提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該企画提案書を無効にするとともに、記載を行った提案者に対して指名停止の措置を行うことがある。

(6) 特定した提案内容については、国等の行政機関の保有する情報の公開に関する法

律（平成11年法律第42号）に基づき、開示請求があった場合、あらかじめ「開示」を予定している書類とする。

- (7) 企画提案書を特定された提案者は、企画競争実施の結果、最適な者として特定したものであるが、会計法令に基づく契約手続の完了までは、国との契約関係を生じるものではない。
- (8) その他の詳細は説明書による。